

株式会社m a n a b y

## 定款

平成 28 年 5 月 25 日作成

平成 28 年 6 月 2 日公証人認証

平成 28 年 6 月 6 日会社成立

## 定款

### 第1章 総 則

#### (商 号)

第1条 当社は、株式会社 manaby と称し、英文では manaby Co., Ltd. と表示する。

#### (目 的)

第2条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。

- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- 2 インターネットを利用した就労支援事業及び教育事業
- 3 フランチャイズチェーンシステムによる加盟店募集及び加盟店の指導業務
- 4 インターネットのウェブサイト及びECの企画、制作、販売、運営、保守及びコンサルティング
- 5 デジタルコンテンツの企画、制作、配信、販売
- 6 業務のアウトソーシングの受託及び請負
- 7 有料職業紹介事業
- 8 企業組織、人材採用、人材管理及び労務管理業務に関するコンサルティング、教育及びセミナーの開催
- 9 前各号に附帯する一切の業務

#### (本店の所在地)

第3条 当社は、本店を宮城県仙台市に置く。

#### (機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役

#### (公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は628万4000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株式に関する取扱い及びその手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

## 第3章 株主総会

(招 集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内にこれを招集し、

臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者及び議長)

第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

## 第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第 18 条 当会社の取締役は、7 名以内とする。

(取締役の選任)

第 19 条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する最終の事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。

- 2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 21 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 24 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 25 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があ

ったものとみなす。

(取締役会規程)

第 26 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款の他、取締役会において定める取締役会規程によるものとする。

(取締役の報酬等)

第 27 条 取締役に対する報酬、賞与、その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議により定める。

(取締役の責任免除)

第 28 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第 423 条第 1 項による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任額の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第5章 監査役

(監査役の員数)

第 29 条 当会社の監査役は、3 名以内とする。

(監査役の選任)

第 30 条 監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 31 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役の報酬等)

第 32 条 監査役に対する報酬、賞与、その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議により定める。

(監査役の責任免除)

第 33 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任額の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 6 章 計 算

(事業年度)

第 34 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月末日までの 1 年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 35 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

(中間配当)

第 36 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 37 条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

|                  |                     |
|------------------|---------------------|
| 平成 28 年 5 月 25 日 | 制定                  |
| 平成 29 年 3 月 29 日 | 変更（第 1 条、第 2 条）     |
| 平成 30 年 9 月 20 日 | 変更（第 5 条）           |
| 平成 30 年 10 月 2 日 | 変更（第 5 条）、新設（第 6 条） |
| 平成 31 年 1 月 1 日  | 新設（第 23 条）          |

|                  |                                                                                                                                                                   |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和 2 年 4 月 1 日   | 変更（第 8 条、第 14 条、第 15 条、第 18 条、第 22 条、）、新設（第 24 条乃至第 28 条、第 30 条乃至第 34 条）、削除（第 28 条乃至第 33 条）                                                                       |
| 令和 2 年 12 月 1 日  | 変更（第 3 条）                                                                                                                                                         |
| 令和 3 年 1 月 27 日  | 変更（第 6 条）、削除（第 7 条）                                                                                                                                               |
| 令和 3 年 6 月 28 日  | 変更（第 1 条、第 5 条、第 6 条、第 20 条、第 28 条、第 30 条、第 33 条、第 34 条第 1 項）、新設（第 7 条乃至第 9 条、第 10 条乃至第 11 条、第 15 条、第 16 条第 2 項、第 34 条第 2 項及び第 3 項）、削除（第 7 条乃至第 12 条、第 24 条第 2 項） |
| 令和 3 年 10 月 29 日 | 変更（第 2 条、第 3 条、第 5 条、第 9 条、第 12 条、第 14 条第 2 項、第 16 条、第 18 条乃至第 24 条、第 27 条、第 28 条第 1 項、第 29 条乃至第 30 条、第 31 条第 2 項、第 32 条、第 33 条第 1 項、第 35 条乃至第 37 条）、削除（第 36 条）   |